

【身体拘束廃止未実施減算について】

身体拘束廃止未実施減算の適用要件（介護保険サービスとの比較）

障害福祉サービス等

① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること

②～④の取り組みについても、障害福祉サービスに義務化適用されます。（減算は令和5年4月～）

※ ただし、相談支援事業や自立生活援助は対象外です。

※ ②の開催頻度は障害分野は「少なくとも年1回は望ましいが、虐待防止委員会と関係する職種などが相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。

※ ④の定期的な研修は年一回以上で、新規採用時は必ず実施することが重要。

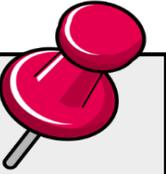
介護保険サービス

① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること

② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること

③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること

④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること



■令和5年4月から減算適用範囲拡大・・・

- ・ これまでは、「身体拘束等を行った場合における状況等並びに緊急やむを得ない理由等の記録が無い場合」についてのみ「身体拘束廃止未実施減算」の適用対象であった。（※訪問系サービスは、令和5年4月から減算対象。）
- ・ しかしながら、令和5年4月からは「委員会の開催及び従業者への周知徹底」、「指針の整備」、「研修の実施」についても、取り組んでいない場合には、減算の適用となる。

“うちには、身体拘束が必要な利用者はいないから令和4年から義務化はされたけど・・・”

「委員会を開催していない・・・」

「指針を作成していない・・・」

「研修を実施していない・・・」

⇒令和5年4月から『身体拘束廃止未実施減算』が適用されます。

（※利用者全員について、5単位を所定単位数から減算。）



■令和6年4月から減算額が引き上げ・・・

- ・ これまでは、身体拘束適正化措置①～④のいずれかを満たさない場合に、すべての利用者について1日につき5単位が減算されたが、令和6年度の報酬改定において、**入所系サービスの場合は10%減算、訪問・通所系サービスの場合は1%減算**に引き上げられた。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。
(※) 施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練
訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

(参考) 身体拘束適正化措置

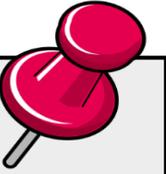
- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

■身体拘束適正化検討委員会について①



- ① 構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくこと。
- ② 事業所単位ではなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。
- ③ 身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催すること。
ただし、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。
- ④ 委員会を開催した場合は、必ず記録を行うこと。
- ⑤ 事業所が、身体拘束適正化検討委員会において、報告や改善のための方策等を定め、従業員へ周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業員の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。

■身体拘束適正化検討委員会について②



⑥身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことが想定される。

- ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。
- イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。
- ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。
- エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等进行分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。

■ 身体拘束等の適正化のための指針について



○ 「身体拘束等の適正化のための指針」には、**次のような項目を盛り込む**こととする。

- ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する**基本的な考え方**
- イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の**組織に関する事項**
- ウ 身体拘束等適正化のための**職員研修に関する基本方針**
- エ 事業所内で発生した身体拘束等の**報告方法等の方策**に関する基本方針
- オ 身体拘束等**発生時の対応**に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の**閲覧に関する基本方針**
- キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

■ 身体拘束等の適正化のための研修の実施について



①事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的（**少なくとも1年に1回以上**）な研修を実施するとともに、**新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施**すること。

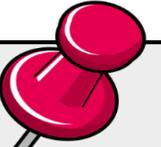
②研修内容については、必ず**記録**を行うこと。

③研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。

■ これまで運営指導で確認された事例（参考）



- 委員会を**設置・開催していなかった**（虐待防止委員会は開催しているが、身体拘束適正化検討委員会は開催していない等。）又は記録が無い**ため、委員会の開催について確認できなかった。**
- 指針を**整備していなかった**又は**その内容が不十分であった**（委員会設置規程をもって「指針」としていた等。）
- 研修を**実施していなかった**（虐待防止に関する研修は実施していたが、身体拘束等の適正化のための研修は実施していない等。）又は記録が無い**ため、研修の実施について確認できなかった。**
- やむを得ず身体拘束を行う場合の**3要件（切迫性・非代替性・一時性）を確認せず**、職員の個人判断で利用者を居室施錠していた。（※「虐待認定」を行っています。）
- 身体拘束を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を**記録していなかった。**（※「身体拘束廃止未実施減算」を指導しています。）
- 座位保持装置等を使用する利用者において、その態様及び時間、理由等を利用者の**個別支援計画に記載していなかった。**



■ その他（個別支援計画への記載等）

◎車いすのベルトやテーブル、ヘッドギアの装着についても、個別支援計画への記載、同意が必要です！！

【障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和4年4月厚労省）より抜粋】

- ・ 座位保持装置等を使用する場面や目的・理由を明確化し、**ご本人並びに家族の意見を定期的に確認し（モニタリング）、その意見・同意を個別支援計画に記載**することが必要です。
- ・ 記録内容では「**態様・時間・理由・関係者間で共有されているか**」等の記載がなされていることが重要です。
- ・ ヘッドギアについても同様に、利用する人の安全性のみならずQOLの視点から**個別支援計画において、必要性を明確化し、定期的に確認すること（モニタリング）**が必要です。

▽以下、参考にされてください。

障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集（令和4年3月厚労省事務連絡）

佐賀県ホームページ掲載URL：

https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00385620/index.html

QRコード：



⇒参考事例や資料等が掲載されています。